

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 3 月 12 日

案 件 名	津久井地域における汚水処理方法の見直しについて(各論)									
所 管	都市建設	局 区	土木	部	下水道経営課 下水道料金課 津久井下水道事務所	課 担当者		内線		
事案概要										
近年の人口減少下における生活排水処理のあり方については、集合処理から個別処理への転換を国等で議論されていることや、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が見直しされ、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」が令和8年1月に策定されたことから、津久井地域における汚水処理方法の見直しについて諮るもの 平成19年4月 1市4町の合併⇒公共下水道区域の見直し(縮小)、高度処理型浄化槽区域の設定 かながわ水源環境保全・再生 施策大綱 平成21年3月 高度処理型浄化槽に関する条例制定 平成21年7月 市設置による高度処理型浄化槽事業を開始 令和 8年1月 かながわ水源環境保全・再生基本計画(策定) ⇒令和9年度より、津久井地域における新たな汚水処理方法の実施										
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 1. 合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度 2. 合併処理浄化槽の寄附受入れ 3. 条例・要綱改正の骨子(案)									
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。									
事業効果 総合計画との関連	事業効果	最適な汚水処理方法へ見直しを踏まえ、下水道事業の継続的かつ安定的な運営を図るとともに、生活排水処理率の向上による公共用水域の水質改善となる。								
	効果測定指標	ダム集水域における生活排水処理率の向上					施策番号	37、40		
	年度	令和6年度				令和28年度				
	事業効果 年度目標	76.3%				95%				
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工										
○事業スケジュール										
年度	R7		R8				R9			
実施 内容	実施内容の検討									
	● 下水道事業審議会 (11月5日)									
	庁議 (1月～3月)									
	庁議 (3月)									
	条例改正 概要作成 (3月～6月)									
	● 下水道事業審議会 (3月23日)									
	● 6月定例会議 建設部会【説明】									
	住民説明 (7月～)									
	パブコメ (7月～8月)									
	条例改正案 作成 (7月～9月)									
● 9月定例会議【議決】										
● 改正条例の施行 (4月1日)										
施策実行										

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)				190,000	190,000	200,000	200,000	200,000
うち任意分								
特財				120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
国、県支出金								
地方債								
その他				20,000	20,000	30,000	30,000	30,000
一般財源		0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要	令和10年度以降、土木職約2名の削減効果があるため下水道部内の別事業への配置転換が可能							

SDGs
関連ゴールに○

								
					○			
								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年9月	定例会議	報道への情報提供	なし
パブリックコメント	あり		時期	令和8年7月	議会への情報提供	部会	令和8年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (令和7年4月30日)	件名:津久井地域の生活排水処理手法の見直しについて 出席課:政策課、広域行政課、総務法制課、財政課、地域経済政策課、森林政策課、廃棄物政策課、都市建設総務課、道路計画課、緑区区政策課
関係課長打合せ会議 (令和7年11月28日) (令和7年12月25日) (令和8年3月4日)	件名:津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課:政策課、マーケティング課、経営監理課、広域行政課、総務法制課、人事・給与課、財政課、廃棄物政策課、都市建設総務課、建築審査課、道路計画課、河川課、緑区区政策課
都市建設局事業調整会議 (令和8年1月23日)	件名:津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課:都市建設局内の局長、部長、筆頭課長

備 考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.3.9	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度について】		
○(政策課長)先般開催された決定会議において、本件総論の審議を行った。そこで、具体的な補助制度が見えないと審議が困難であるという意見があり、今回、各論の議論がある。また、神奈川県は令和9年度からの計画を策定し、その中で合併処理浄化槽への転換に係る補助を県が検討する中で、市が先んじて補助を決定して良いのかという意見があった。県の具体的な補助内容は令和8年6月に示されると説明されていたが、事務レベルで確認はしているのか。		
→(下水道経営課長)本年1月27日付でかながわ水源環境保全・再生基本計画が策定された。それと合わせて、最初の5年間で第Ⅰ期とするかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画が示された。その中に、令和9年度から生活排水処理施設の整備に係る水源税の金額の枠として、5年間で11億3,500万円、1年当たり2億2,700万円が確定した。また、3月5日に、県内の生活排水処理に係る水源税関係の市町村と神奈川県水源環境保全課とで会議を実施した。そこで、令和9年度以降の浄化槽への補助内容や割合などの案が示された。		
→(政策課長)その内容は決定会議の参考資料として含めていただきたい。		
→(下水道経営課長)承知した。		
○(財政課長)県の補助は拡充されたのか。		
→(下水道経営課長)今回、市設置型の合併処理浄化槽、また、個人設置型の合併処理浄化槽整備に関する補助が拡充された。一方、高度処理型浄化槽整備の補助が廃止される。		
→(財政課長)説明資料3ページで入っている本体工事で、国、県、市で拡充されたのはどこの数字なのか。		
→(都市建設総務課長)個人設置型においてはこの水源税が充当される部分に関して、比較元は記載してないが、63.7万円が拡充された後の数字である。		
→(財政課長)何が拡充されたのか分かるように参考資料で示していただきたい。		
→(下水道経営課長)承知した。		
○(総務法制課長)高度処理型浄化槽について、約31万円の自己負担が生じていたものが、合併処理浄化槽の補助制度により自己負担額が下ることで、高度処理型浄化槽を設置した方から見て公平性は保てるのか。クレームなどは想定されないのか。		
→(都市建設総務課長)高度処理型浄化槽は市設置として整備してきたが、高度処理型浄化槽の工事費が約400万円であり、そのうちの一部である31万円を個人に負担していた。一方、合併処理浄化槽自体は、本市の過年度事例に吸込み槽を加えたもので200万円程度のものであり、そもそも全体金額が違うものである。		
→(都市建設総務課長)また、高度処理型浄化槽の時は、必要な電気設備を市が設置し電気料金を負担している。今後設置する合併処理浄化槽に関しては、高度処理型浄化槽の時のような電気設備は不要となり、個人で電気料金を支払う形となりその点は異なる。		
→(総務法制課長)そこは負担が増えるという考えか。		
→(都市建設総務課長)そのとおりである。		
→(下水道経営課長)市設置型の高度処理型浄化槽は下水道(浄化槽)使用料が掛かるが、転換する個人設置型の合併処理浄化槽については、下水道(浄化槽)使用料が掛からない代わりに、浄化槽のメンテナンスに係る費用は自分で払わなければならない。使用水量によっても異なるが、標準的な水道の使用量の場合は、下水道(浄化槽)使用料の方が安い。個人で維持管理メンテナンスをする方が高くなるため、そういった部分で、インシャルコストは確かに下がるが、ランニングコストについては、高度処理型浄化槽よりもメンテナンス費用が掛かる。		
○(総務法制課長)市民目線では高度処理型浄化槽と合併処理浄化槽のいずれであっても変わらないのではないか。		
→(都市建設総務課長)ほとんど変わらない。浄化槽の大きさが小さくなる分だけ、庭を掘る範囲が若干小さくなる。		
○(マーケティング課長)説明資料5ページに1年当たり66基の設置が目標値と示されているが、これまでの実績を伺いたい。		
→(津久井下水道事務所長)これまで高度処理型浄化槽で補助を行っているが、年間で60基から70基程度設置している。そこから考えて妥当な目標値である。		
→(マーケティング課長)リーフレットによる周知等で目標値を確保できると見込んでいるのか。		
→(津久井下水道事務所長)そのとおりである。		
○(マーケティング課長)補助額について、1基当たり上限50万円ということであるが、物価高騰が進んでいる中で、50万円の上限額は余裕を持った設定額か。今後も物価の上昇などの影響を受ける可能性があり、5年で見直すという中で、50万円という金額は妥当なのか。		
→(都市建設総務課長)補助額は物価の上昇などを見ながら、検討し続けなければならないものと考えている。説明資料3ページの国庫補助基準額も一定間隔で見直されていくことから、個人負担額など踏まえ、今後も金額は見直していくべきものと考えている。		
○(政策課長)これまでの高度処理型浄化槽の普及が進まなかった理由として、個人負担がネックとなっていたのか。それ以外に要因はあるのか。		
→(津久井下水道事務所長)アンケート調査を実施したところ、一番の理由はインシャルコストが高いことであった。最初に31万円かかる部分がどうしてもネックだというご意見が最も多かった。31万円以下となるように新しい制度では考えていきたい。それにより、大きく解決されるものと受け止めている。		
○(政策課長)説明資料5ページには個別訪問されるとの記載があるが、年に1回ぐらい訪問されるのか。		
→(下水道経営課長)頻度は検討中であるが、個人宅を回って補助制度を周知し、合併処理浄化槽への転換を促していきたいと考えている。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.3.9	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
<<つづき>>		
【合併処理浄化槽の寄附受入れについて】 ○(総務法制課長)市が寄附を受けるスキームについて説明いただきたい。 →(下水道経営課長)元々の高度処理型浄化槽の対象エリアは個人設置となり、寄附の対象は公共下水道事業を見直した区域である。既に個人で合併処理浄化槽を設置した方がいることから、そこは区域内の公平性を期すために、寄附を受けて市で管理するというものである。 ○(人事・給与課長)寄附の受け入れについて伺いたい。下水道区域の見直しに伴い合併処理浄化槽を市設置で行うとのことであるが、公共下水道を整備する以前に、個人で設置された合併処理浄化槽が約410基あるとのことだが、その全てを受け入れる想定はあるのか。 →(都市建設総務課長)基本的には、寄附を受けて市で管理することも可能とするもので、寄附したい方もいらっしゃるが、自分で管理したいという方もいらっしゃる。 →(人事・給与課長)市に寄附してしまった方が、費用負担が軽減されるのではないかと。 →(津久井下水道事務所長)下水道(浄化槽)使用料のみで済むことから、水道の使用量が少なければ、寄附することで負担が下がる可能性はある。 →(人事・給与課長)寄附をするデメリットはあるのか。 →(都市建設総務課長)下水道(浄化槽)使用料が掛かることから、使用量に応じては下水道(浄化槽)使用料を多く払わなければならなくなり、これまでの点検のみの方が安くなるパターンもあることなど、ケースバイケースである。 →(人事・給与課長)寄附すると下水道(浄化槽)使用料が発生するのか。 →(下水道料金課長)下水道(浄化槽)使用料をいただくようになる。 ○(人事・給与課長)寄附の対象は1年当たり21基の想定であるが、何年も続けるのではなく、最初の2年間ぐらいなど区切りをつけて募集するといった方法もあるのではないかと。事務の煩雑化を考えると、集中的に行う運用でも良いのではないかと。 →(津久井下水道事務所長)寄附について、市としても急がないことから、ご希望によって寄附いただければと考えている。 【条例・要綱改正の骨子(案)について】 ○(財政課長)条例の名前はどうか。 →(都市建設総務課長)「高度」という部分を削除する。 →(下水道経営課長)一部改正とするのか、それとも条例名が変わる場合には全改正となるのかは総務法制課と調整したい。 →(総務法制課長)全改正とはならない。表題だけ変更することもある。 【その他】 ○(政策課長)総論が決定会議で継続審議となっており、本件についても合わせて上部会議で審議する必要がある。		

津久井地域における 汚水処理方法の見直しについて【各論】

【説明内容】

- 1 事案概要
- 2 審議事項① 合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度
審議事項② 合併処理浄化槽の寄附受入れ
審議事項③ 条例・要綱改正の骨子(案)
- 3 今後のスケジュール

〈決定会議〉 令和8年3月12日
下水道経営課
下水道料金課
津久井下水道事務所



1. 事案概要（総論と各論の関係）

概要

【総論における審議事項の振り返り】

- 神奈川県が、水源環境保全施策としての生活排水処理対策を見直したことを踏まえ、相模原市として、以下の2つの施策転換を行うことについて、お諮りしたものの。

【審議事項】

（1）浄化槽施策の見直し

- ⇒ 高度処理型浄化槽（市設置型）の新規整備を廃止し、合併処理浄化槽（個人設置型）に切り替えるとともに、市の補助制度を拡充することとする（個人負担は、現行制度と同等以下に。）

（2）公共下水道区域の見直し

- ⇒ 未着手の公共下水道区域について、一部を除き合併処理浄化槽の区域に変更し、変更する区域は、市が合併処理浄化槽の整備・管理を行う

【今回の審議事項について】

審議事項①：合併処理浄化槽（個人設置型）に係る市の補助制度

審議事項②：合併処理浄化槽の寄附受入れ

審議事項③：条例・要綱改正の骨子（案）

2. 審議事項① 合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度

【補助制度の目的】

一般家庭からの生活雑排水の未処理放流を防止し、公共用水域の更なる水質向上を図るため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促す支援制度を設けるもの。

【制度設計の考え方】

高度処理型浄化槽整備（市設置型）の進捗が低迷している状況を考慮し、**浄化槽施策の見直し前の一般住宅の個人負担（約31万円）と同等以下**となるよう、市独自補助を設定する。

補助対象	制度概要案
対象事業	既存の汲排水所又は単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に切り替える事業 ※単なる合併処理浄化槽の新設・更新は対象外
対象地域	市内全域(下水道整備地域を除く。)
対象建物	住宅のみ ※事業場、宿泊施設等は対象外とする
対象工事	浄化槽工事 (本体工事:合併処理浄化槽の据付、 付帯工事:単独処理浄化槽等の撤去、配管工事) ※吸込み槽整備も対象(国・県補助対象外)
補助	本体工事・付帯工事について、それぞれ 国庫補助基準額の超過分の9割まで補助
補助上限	本体・付帯工事:50万円、吸込み槽工事:50万円
その他	国庫補助基準額等の改正時及び開始後5年を目途に制度見直しを検討する

■ 浄化槽工事費と市独自補助の関係

5人槽の場合(国庫補助基準額:139.0万円)

本体工事費

国・県・市補助	個人負担	個人負担超過分
63.7万円	19.3万円	

国庫補助基準額83.0万円

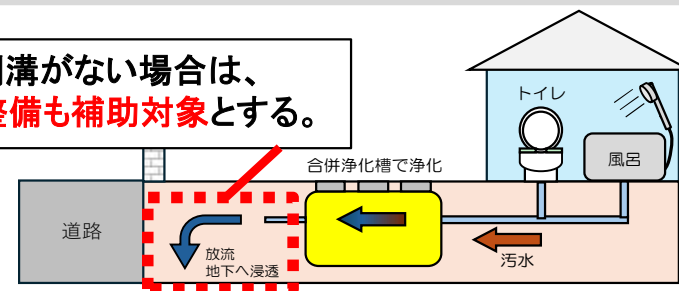
付帯工事費(撤去費、配管工事)

国・県・市補助	個人負担超過分
56.0万円	

国庫補助基準額56.0万円

国庫補助基準額超過額に対し、市が**独自補助**

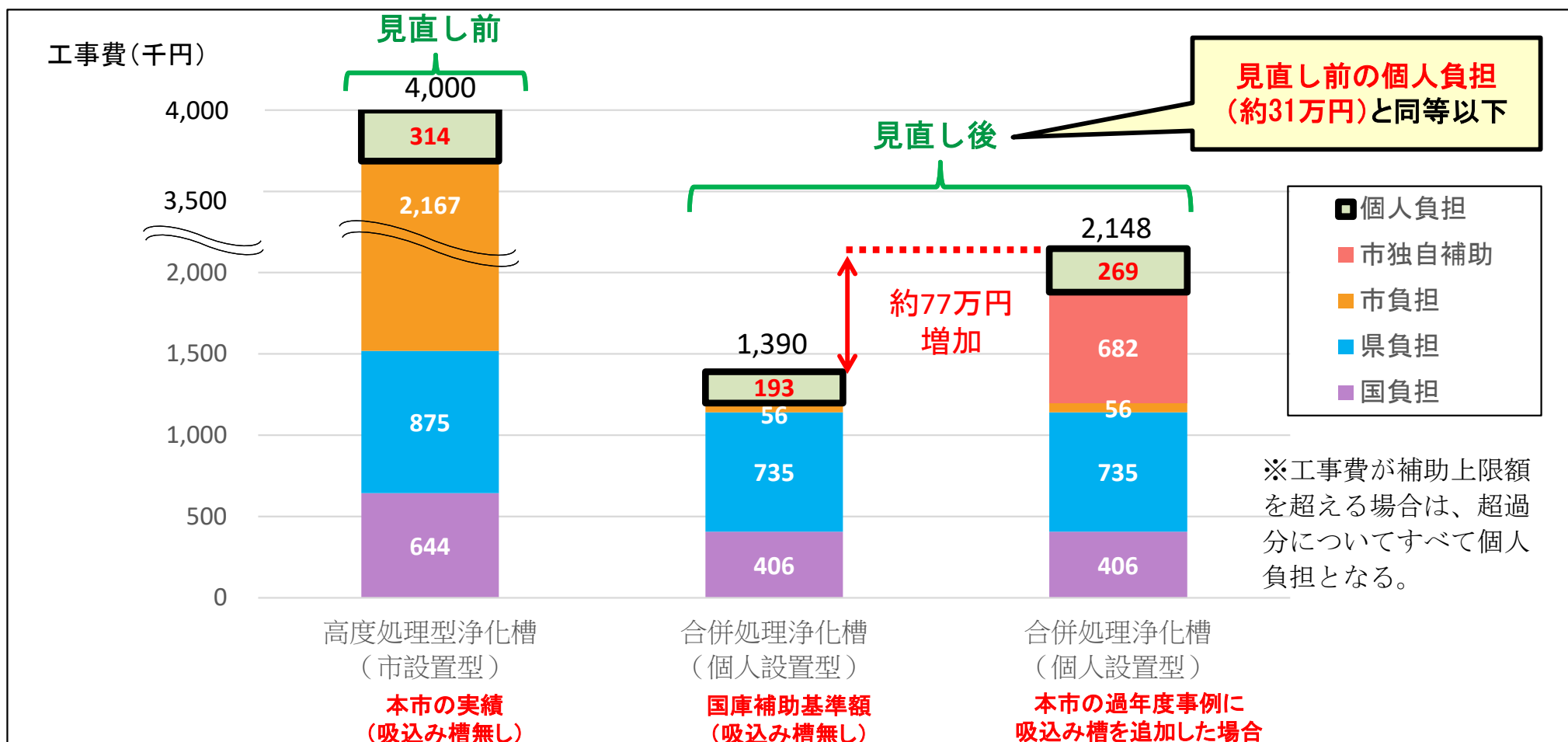
放流可能な側溝がない場合は、**吸込み槽の整備も補助対象とする。**



2. 審議事項① 合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度

市独自補助について (※5人槽の場合)

- 浄化槽工事費は、浄化槽を設置する敷地条件によって大きく異なる。
- 特に、重機を使えない現場や排水先が無く、宅地内に浸透させる必要がある場合、国庫補助基準額に比べ、工事費が50～100万円程度増加することがある。
- 高額な工事費が合併処理浄化槽への転換の制約とならないよう、市独自補助を行う。



2. 審議事項① 合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度

追加となる事業経費

■ 市独自補助額

	対象基数		市独自補助額			
	1年あたり	全対象基数※	1基あたり	1年あたり	5年間の合計 (R9年度～R13年 度)	(参考)全対象基 数を実施する場 合の累計額
本体工事、 付帯工事	66基	約1,300基	50万円	約3,300万円	約1億6,500万円	約6億6,000万円
吸込み槽 整備	17基	約350基	50万円	約850万円	約4,250万円	約1億7,000万円
合計				約4,150万円	約2億750万円	約8億3,000万円

※20年後に生活排水処理率を95%にするために必要な基数

※転換促進を図るため、ソフト的な施策として、個別訪問・リーフレットによる周知等に要する費用も、現行同様に引き続き計上

2. 審議事項②: 合併処理浄化槽の寄附受入れ

市設置型合併処理浄化槽区域における寄附受入

- 公共下水道事業を見直した区域では、過去の経過を踏まえ、市が整備・管理を行う市設置型とするが、施策の変更前から既に設置されていた合併処理浄化槽は、引き続き個人管理となることから、区域内の公平性を担保するため、一定の条件を満たすものについては、**寄附を受けて公共浄化槽として市で維持管理することも可能とする。**

追加となる事業経費

■ 寄附受入に伴う維持管理費

	対象基数		維持管理費					
	1年あたり	全対象基数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間の累計
寄附受入	21基	約410基	約140万円	約280万円	約430万円	約570万円	約710万円	約2,130万円

※1基当たりの一般的な年間維持管理費は、5人槽で約7万円、7人槽で約8万円、10人槽で約10万円

2. 審議事項③ 条例・要綱改正の骨子(案)

条例改正の骨子

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

【第1章】総則(第1～3条)

浄化槽の設置及び管理対象の変更

- ・市設置の高度処理型浄化槽の新設の廃止
- ・市設置の合併処理浄化槽の設置及び管理の追加
- ・市設置の合併処理浄化槽整備区域の指定

【第2章】市設置型浄化槽の設置(第4～7条)

・変更なし

【第3章】分担金(第8～16条の2)

- ・高度処理型浄化槽の分担金別表を廃止
※使用者への影響を踏まえて、分担金の金額は据え置きとする
- ・合併処理浄化槽の分担金を別表に追加

【第4章】排水設備の設置(第17～24条)

・変更なし

【第5章】使用料(第25～30条)

・変更なし(合併処理浄化槽の使用料は、高度処理型浄化槽と同一)

【第6章】雑則(第31～38条)

- ・寄附要件の変更
- ・寄付対象区域の変更
- ・合併処理浄化槽の電気料金は個人負担とする
- ・令和8年度に受け付けた案件のうち、令和8年度中に整備が完了せず、翌年度に整備した浄化槽の扱い

【第7章】罰則(第39・40条)

・変更なし

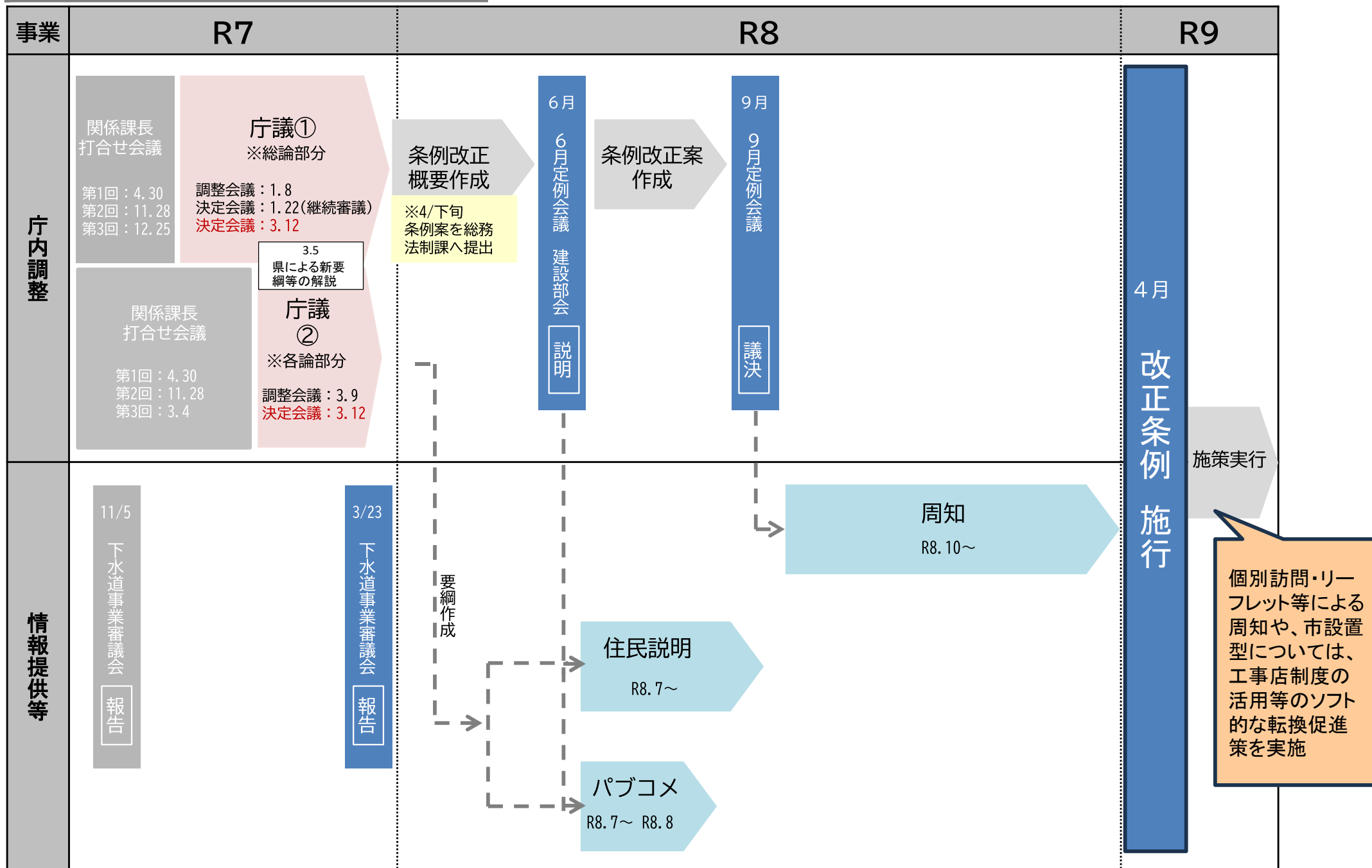
その他、「相模原市下水道事業の設置等に関する条例」、条例名の記載がある関係条例の一部改正が必要

要綱の改正

○修正が必要な要綱

- ・市設置高度処理型浄化槽の設置における民間活力活用制度に関する要綱
- ・相模原市浄化槽設置補助金交付要綱 等

4. 今後のスケジュール



※庁議①（総論部分）の審議事項：1 浄化槽施策の見直し、2 公共下水道区域の見直し

※庁議②（各論部分）の審議事項：1 合併処理浄化槽（個人設置型）に係る市の補助制度、2 合併処理浄化槽の寄附受入れ、3 条例・要綱改正の骨子（案）

○開催日：令和8年3月12日

○開催場所：第1 特別会議室

○案件名：津久井地域における汚水処理方法の見直しについて【総論・各論】

○担当課：下水道経営課 下水道料金課 津久井下水道事務所

○出席者： ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■都市建設総務課長 ■下水道経営課長 ■下水道料金課長 ■津久井下水道事務所長

(1)主な意見等

○(シビックプライド担当部長)確認であるが、令和8年度は、市設置型の高度処理型浄化槽設置に12億円を計上し、個人負担として受益者分担金と宅内部分の配管の合計が31万円であるが、令和9年度からは、対象を合併処理浄化槽への転換に変更し、市設置から個人設置に切り替えて、イニシャルコストもランニングコストも個人負担に変更されるという理解でよろしいか。

→(都市建設総務課長)転換については2つのパターンに分かれる。1つは、ダム集水域について、これまで市設置の高度処理型浄化槽を推進してきたが、個人設置型の合併処理浄化槽に切り替える。これについては、イニシャル、ランニングコストともに個人負担となるが、イニシャルコストに補助を拡充するので個人負担は軽減される。もう1つは、未着手の公共下水道区域のうち、今回見直して合併処理浄化槽の整備に変更になる区域であり、これまで公共下水道の接続をお待ちいただいていたことから、市設置型の合併処理浄化槽で対応するものである。個人負担としては、イニシャルコストとして、受益者分担金と宅内部分の配管費、ランニングコストとして、下水道(浄化槽)使用料となる。

→(下水道経営課長)補足であるが、維持管理について、個人設置型は、個人で浄化槽の保守点検費用などを支払う。市設置型は市が管理するが、その代わり下水道(浄化槽)使用料をいただくという考えである。

○(シビックプライド担当部長)それぞれ負担感は変わらないという認識でよろしいか。

→(下水道経営課長)負担感については一概に言えず、下水道の使用量によって変わってくる。市設置型では、下水道(浄化槽)使用料がかかるため、水量が多ければその分が料金に影響するが、個人設置型は、下水道(浄化槽)使用料かからないため、ケースバイケースである。

○(シビックプライド担当部長)事業者については、これまで高度処理型浄化槽の対象であったが、今回の見直しで対象外となる。今後、事業者はどうなるのか。

→(都市建設総務課長)これまで高度処理型浄化槽は、県の施策として窒素とリンを除去する目的で推進してきた。通常、事業者の排水は、様々な関係法令に基づいて処理する必要があるが、窒素とリンを除去するとなれば、その目的に対して追加で費用負担が生じることから、これまで補助対象としていた。しかし、ここで県が施策を変更して合併処理浄化槽へ切り替えるため、通常の排水処理となり、その場合、原則は事業者の責務であることから、支援対象外とした。

○(総務局長)住民説明はどのように実施するのか。

→(下水道経営課長)住民説明については、高度処理型浄化槽から個人設置型の合併処理浄化

槽に変わるパターン①と、公共下水道から、市設置型の合併処理浄化槽に変更となるパターン②との2パターンある。パターン①は比較的広範囲のため、まずは全体で説明会を行い、様子を見ながら必要に応じて小さな単位で開催することを検討したい。パターン②については、区域が限定されていることから、小さな単位で説明できるものと考えているが、具体的にはこれから検討する。

→(総務局長)住民説明は慎重に行う必要がある。認知されず、結局制度を変えても効果が出ないことを危惧している。

○(政策部長)これまで高度処理型浄化槽の普及があまり進まなかった中で、今回提案されている個人設置型で推進は期待できるのか。

→(津久井下水道事務所長)設置に当たって、工事費用が国の基準額に収まれば、自己負担は大幅に下がるため、そこは期待したい。現場によっては高額な工事となる場合もあるが、現場も様々あり、高額にならない場合は個人負担が大幅に軽減される。

→(政策部長)工事費用はどのように異なるのか。

→(津久井下水道事務所長)庭が狭く機械が入らないと人が対応する必要が生じるため高額となるが、ある程度スペースに余裕があれば、機械による施工が可能となり低額になるなど現場の条件による。

○(市長公室長)総論の参考資料2ページ目にある②高度処理型浄化槽【市管理】と、③合併処理型浄化槽【個人管理】について、バキュームカーによる作業は不要という認識でよろしいか。

→(津久井下水道事務所長)浄化槽内の清掃が必要となり、その時にはバキュームカーによる年1回の清掃が義務づけられている。

○(市長公室長)合併処理浄化槽への転換が進むとバキュームカーによる作業件数が増えると思うが、バキュームカーを使う清掃事業者は対応可能なのか。

→(都市建設総務課長)単独処理浄化槽や汲取便所の方が合併処理浄化槽に切り替わっていくのだが、そもそも単独処理浄化槽や汲取便所もバキュームカーで時々汲み取りを行わなければならないため、今後、合併処理浄化槽となっても件数としては特に変わらない。

○(市長公室長)下水道の計画を廃止した区域分の汚泥は、対応可能であるのか。

→(下水道料金課長)汚泥については、旧相模原市域は、相模台収集事務所が収集し、津久井エリアは業者が収集し、津久井クリーンセンターにある処理施設で処理している。

→(都市建設総務課長)未着手の公共下水道区域を合併処理浄化槽区域に変更するため、下水道をなくして、浄化槽に切り替えるわけではなく、今生活されている中で浄化槽等が入っているため、数としては変わらないと考えている。

→(市長公室長)重要な部分である。後々対応し切れないということがないようにしていただきたい。

○(財政部長)原則として個人設置型にするということであるが、市設置型にしない理由は何か。

→(都市建設総務課長)一般的に浄化槽は家屋の付属物であり、個人で整備するものであることから、個人設置型としている。市設置型とした場合は、長い目で見た場合、市の維持管理費の負担が大きいという課題があるため、ある程度市設置型で整備する区域を限定するという考えである。

→(財政部長)市設置型は下水道(浄化槽)使用料が取れるのではないか。

→(津久井下水道事務所長)下水道(浄化槽)使用料では全てを賄うことができない。

○(財政部長)個人設置型と市設置型とで下水道(浄化槽)使用料の有無が異なる。水質を維持することを目的として市設置型にするという考えがある中で、赤字になるのか。

→(津久井下水道事務所長)下水道使用料では赤字になる。

→(財政部長)浄化槽が家屋の付属物であるならば、高度処理型浄化槽を市設置とするのは間違いにならないか。

→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽は、ダムのアオコ発生を抑制するために、窒素とリンを除去することができる浄化槽であり、通常の合併処理浄化槽より整備費・維持管理費が高いことから、県の施策を踏まえ市設置としていた。

→(都市建設総務課長)市設置型で推進していくことで、生活排水処理率の向上に繋がっていくが、下水道使用料金収入と実際かかる維持管理費との差額の赤字分がどんどん積み重なっていくことから今回の考え方になっている。

○(財政部長)費用形態や下水道(浄化槽)使用料については、調整会議ではどのような説明であったか。

→(下水道経営課長)金額の話ではなく、考え方を説明させていただいた。ダムのアオコ発生を抑制するための施策として、市設置で高度処理型浄化槽を推進してきたが、赤字も膨らんでいることもあり、今後は可能な限り個人設置で進めていきたい。

→(財政局長)市民からすると、自分たちの負担がどう変わるのかという視点となる。

○(財政局長)今回、下水道区域から市設置型の合併処理浄化槽に転換するエリアについて、下水道と合併処理浄化槽とではどちらが市の負担が大きいのか。

→(都市建設総務課長)下水道に比べれば市設置型合併処理浄化槽の方が負担は軽減される。

○(市長公室長)高度処理型浄化槽整備の申請はいつまで受け付けるのか。

→(下水道経営課長)令和8年度までは現在の制度が残ることから、同年度内の申請は受け付けて整備する予定である。

○(市長公室長)令和9年度以降は、市設置であった高度処理型浄化槽整備から個人設置型の合併処理浄化槽への転換に切り替わることから、個人への負担が非常に大きい。その期間を過ぎると個人管理となるため、合併処理浄化槽にならざるを得ないということであり、配慮が欠けているのではないか。

○(財政局長)生活が苦しい方の中には、イニシャルコストを負担することができずにこれまで手が出せなかったという方もいるのではないか。

→(都市建設総務課長)個人設置型の合併処理浄化槽への補助を拡充することで、イニシャルコストの個人負担額は下がるようにしている。ランニングコストについては、今までの負担がゼロであったわけではなく、単独処理浄化槽、汲取便所の方は、管理費用がこれまでも生じており、合併処理浄化槽へ転換して急に管理費用が発生するものではない。

○(市長公室長)新築住宅に設置する浄化槽については、補助対象としないのか。

→(下水道料金課長)新築住宅は、平成13年4月1日以後、合併処理浄化槽しかつけられないことになったため、対象としない。

○(シビックプライド担当部長)個人としては、市設置型と個人設置型のうち、どちらの方が負担が軽いのか気になるだろう。令和8年度中に高度処理型浄化槽に切り替えるのか、ランニングコストも考えて合併処理浄化槽の方が良いのか。それについて説明できると良い。

→(都市建設総務課長)使用する水量によっても異なるが、多くの場合は高度処理型浄化槽の市設置型が安くなるのだろうと思われる。

(2)結果

○原案のとおり承認する。